

各 位

通年休学に関する費用（在籍料）の減額について

学生の海外研修や傷病による長期療養など個のニーズとそれに伴う経済的負担の軽減を目的として、2019年度から通年休学の在籍料を105,000円（教育後援会費前期分5,000円含む）に変更いたします。この通年休学の在籍料減額適用については、次の3つの手続が必要となります。

①前期授業開始日の前日（2019年度は4月10日）までに教務部窓口へ通年休学願を提出

⇒休学願には保証人の署名・捺印が必要となります。

②財務部窓口で通年休学減額者用振込用紙を受領

③通年休学減額者用振込用紙で学費等納入期限（2019年度は4月22日）までに在籍料105,000円を納入

⇒納入期限を過ぎた場合は無効となります。

これらの手続を各期日までに行わない場合、減額適用外となり従来の在籍料（学費等前期分）を納入することになりますので注意してください。

なお、通年休学に関する相談窓口は教務部⑪番（大学院生は各担当窓口）、在籍料に関する相談窓口は財務部となりますので、詳細は各部で確認してください。

※法科大学院生は4月4日までに通年休学願を提出してください。また法科大学院の9月入学者は、在籍料減額の適用外となります。

2018年12月3日
財務部